

オープンラボ抽選応募用紙

開催日時：2025年12月23日（火）10:00～16:00（事前抽選制：抽選200名予定）

開催場所：トヨタ自動車株式会社 東富士研究所（静岡県裾野市御宿1200）

来場方法：三島駅よりシャトルバスを利用、または、現地へ直接来場（但し、駐車場に限りがあります）

展示概要（参考2例など現物展示あり）

No.	タイトル
1	エンジン燃焼・排気の基礎研究(TOYOTA DREAM LABO.)
2	日本の将来社会課題を解決！高空滞空プラットフォームマザーシッププロジェクト
3	思考停止と関心の持続～人と人との関係性に基づく社会実装研究～
4	データ分析と地域対話で進める裾野市バス再編の研究
5	データを使った地域脱炭素に関する研究
6	リアルワールドエミッション低減検討・デジタルツイン開発環境
7	自動運転時代の革新コクピット操作システム
8	次世代4WDユニット開発でのパワートレーン(PT)共振予測プロセス改革
9	自働着棧技術に向けた船体挙動シミュレーション技術の開発
10	鉱山オペレーション改善に向けた自動運転システム開発
11	Telemotion（工場自走搬送システム）
12	ルナクルーザーを基点とするスペースモビリティ開発の取り組み
13	スーパー耐久参戦 水素エンジンカーラー(液体水素搭載)
14	液浸冷却技術のモビリティへの応用
15	BEV充放電サービス基盤による開発効率化とシステムの省コスト化に関する検討
16	トヨタで働く博士たち
17	静岡OEM3社 合同アイデアソン
18	ビール×クルマ 水と油の異業種交流
19	高校生×トヨタ 共創チャレンジ
20	(調整中)



※一部展示はツアー形式のため、混雑時に見学人数を制限いたします。

抽選申請（参加料無料、申し込み期限〆2025/10/31 必着）

参加をご希望の方は、下記および誓約書を記入のうえ、応募申請先までお申し込みください。誓約書に関して、抽選申請の際は印の箇所以外を記載ください。

当選/落選の連絡は11/10頃を予定しております。当選した際は、誓約書2頁を両面印刷いただき、押印のうえ会場まで持参をお願いいたします。

氏名	
所属（学術機関名/企業名所属部署等）	
連絡先(TEL, e-mail)	
参加希望時間帯	午前入場・午後入場・どちらでも良い
三島駅発着のシャトルバス利用	希望する・希望しない ※詳細運行予定は抽選後連絡

応募申請先メールアドレス（件名に“【オープンラボ抽選応募】”と記載ください）

トヨタ技術会東富士支部 オープンラボ窓口（川井）： yuu_kawai@mail.toyota.co.jp

誓 約 書

氏名 _____ (以下、甲という) は、トヨタ自動車株式会社 (以下、トヨタという) が企画する「トヨタ技術会 東富士支部 オープンラボ」に参加 (以下、本件目的という) するにあたり、トヨタに対して次のとおり誓約 (以下、本誓約といふ) する。

(遵守事項)

第1条 甲は、本件目的にあたり、本誓約で定める事項の他、トヨタの担当者の指示およびトヨタの定める諸規定を遵守する。

(定義)

第2条 本誓約にいう「機密情報」とは、トヨタが自らの判断に基づき、本件目的に関して甲に対して開示する次の情報をいい、「機密」「秘密」等の明示または告知の有無を問わない。

- (1) 文書、図面、電磁的記録等、記録媒体のいかんを問わず、開示される情報
- (2) 口頭にて開示される情報

2. 前項の規定にかかわらず、次に定める情報は機密情報に該当しないものとする。

- (1) トヨタから開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) トヨタから開示を受けた後で甲の責によらず公知となった情報
- (3) 甲がトヨタから開示を受けた時点で既に自ら保有していた情報
- (4) 甲が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(機密保持義務)

第3条 甲は、トヨタから開示された機密情報を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならず、トヨタから開示された機密情報を機密として適正に管理・保持するとともに、いかなる第三者にも開示・漏洩しない。また、事前にトヨタの書面による承諾を得た場合を除き、複写・複製等しない。

(報告義務)

第4条 甲は、トヨタから開示を受けた機密情報の管理方法について報告を求められたときは、ただちにトヨタに報告する他、トヨタから前条に違反する合理的疑いを指摘されたときは、ただちに改善措置を講じたうえ、その旨をトヨタに報告する。

(目的外利用の禁止)

第5条 甲は、事前にトヨタの書面による承諾を得ることなく、機密情報を本件目的以外の目的に一切利用しない。

(機密情報の返還)

第6条 甲は、トヨタから要求があった場合には、当該要求に従いすみやかに、機密情報およびその複製物をトヨタに返還または廃棄する。

(機密情報の性質)

第7条 甲は、トヨタから開示を受けた機密情報に関して、トヨタが第三者の知的財産権の侵害等の有無を含め、いかなる保証責任も負わないことを承諾し、また機密情報の利用に伴い甲自らまたは第三者に発生する損害について、トヨタに対して一切の損害賠償を請求しない。

(損害賠償)

第8条 甲は、本件目的に関連して、トヨタまたは第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、自らの責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではない。

(損害賠償額)

第9条 甲は、前条の定めにかかわらず、本誓約第3条、第5条、第6条に違反した場合には、トヨタに生じた損害賠償額を、トヨタに支払う義務を負う。

(本件目的の中止)

第10条 甲は、トヨタの判断により「トヨタ技術会 東富士支部 オープンラボ」の中止または「トヨタ技術会 東富士支部 オープンラボ」への参加の取消がなされることがあることを承諾する。また、甲は、本件目的が取り消されたことにより、甲に損害が生じたとしても、トヨタはこれを賠償しないことを承諾する。

(管轄裁判所)

第11条 甲は、本誓約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを承諾する。

(残存条項)

第12条 甲は、「トヨタ技術会 東富士支部 オープンラボ」の期間終了後においても、本誓約第2条ないし第10条、前条ないし次条を引き続き有効なものとして取扱う。

(協議事項)

第13条 本誓約に定めのない事項または本誓約に関して疑義を生じた場合には、甲は、トヨタと誠実に協議のうえ解決する。

甲	印
(住所)	
甲法定代理人 <small>注)</small>	印
(住所)	

注) 「甲法定代理人」欄は、甲が満20歳に達しない場合のみ記入するものとし、甲の親権者又は未成年後見人による署名、押印が必要です。

以上